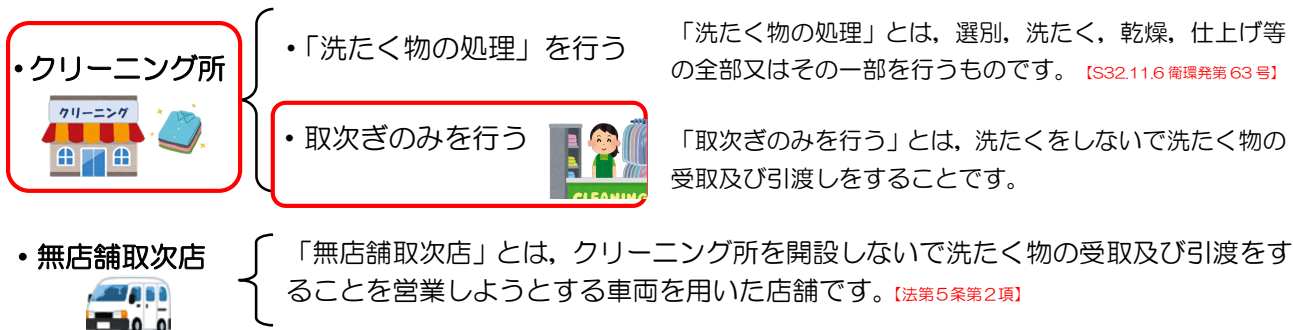


# 取次ぎのみを行うクリーニング業営業者の皆様へ

## 〔 遵守事項についてのお知らせ 〕

高知市保健所 生活食品課  
令和5年12月13日  
電話 088-822-0588

### 1 業種ごとの分類



### 2 禁止事項

営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはなりません。

【法第3条第1項】

### 3 営業者の衛生措置等 【法第3条第3項】

- (1) クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと
- (2) 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと
- (3) 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること
- (4) その他高知市が条例で定める必要な措置 【条例第3条】
  - ① 住居部分等と隔壁等で区画し、かつ、他の用途に使用しないこと。
  - ② 他の施設と併設して設ける場合は、隔壁等で区画すること。
  - ③ 手指の洗浄設備又は消毒設備を設けること。
  - ④ 洗濯物の格納容器は、洗濯を終わったものと終わっていないものに明確に区分し、混同しないこと。
  - ⑤ 定期的に消毒を行い、かつ、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保つこと。
  - ⑥ 食品の販売、調理等を行う営業施設その他相互に汚染の可能性のある営業施設と同一施設内に、洗濯物の受取及び引渡しのための施設を設ける場合は、当該施設の境界に隔壁等を設けること。

### 4 指定洗濯物を取り扱う場合

- (1) 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのある「指定洗濯物」を取り扱う場合は、「3 営業者の衛生措置等」のほか以下の措置を講ずること
  - ① 指定洗濯物は他の洗濯物と区分すること。【法第3条第3項第5号】
  - ② 指定洗濯物の受取及び格納をするための専用の場所又は容器を設けること。【条例第3条第7号】
  - ③ 指定洗濯物を集配する場合は、専用の集配容器を備え、その都度消毒を行うこと。【条例第3条第7号】

法：クリーニング業法

省令：クリーニング業法施行規則

条例：高知市クリーニング業を営む者が講ずべき衛生措置に関する条例

規則：高知市クリーニング業法施行細則

## 5 指定洗濯物とは

「指定洗濯物」とは、次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないもののことです。  
【省令第1条】

- (1) 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- (2) 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- (3) おむつ、パンツその他これらに類するもの
- (4) 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- (5) 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

## 6 利用者に対する説明・苦情申出先の明示

- (1) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければなりません。【法第3条の2第1項】
- (2) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをする際には、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければなりません。【法第3条の2第2項】

クリーニング所の営業者は、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布することにより、利用者に対し苦情の申出先を明示しなければなりません。【省令第1条の2第1号】

## 7 業務従事者に対する講習 【法第8条の3、省令第10条の3】

- (1) 営業者は、クリーニング所の開設の日から1年以内に、当該クリーニング所のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数を生じたときは、その端数を1として計算する。）の者を選び、その者に対し都道府県知事が指定した「クリーニング業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習」を受けさせなければなりません。
- (2) 営業者は、(1)の講習を受けさせた後は、3年を超えない期間ごとに(1)と同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせる必要があります。

## 8 クリーニング所検査確認証の掲示 【規則第3条第2項】

クリーニング所の営業者は、営業所の見やすい場所に、クリーニング所検査確認証を掲示してください。

## 9 届出 【法第5条第3項、法第5条の3第2項、省令第1条の3第3項、省令第2条の2、省令第2条の3、省令第2条の4、省令第2条の5】

以下の場合には届出が必要です。詳しくは「クリーニング業の届出の手引（高知市）」を参照ください。

- (1) クリーニング所開設届で届出した事項に変更が生じたとき

- ア クリーニング所の名称
- イ クリーニング所の構造及び設備の概要
- ウ 営業者（管理人を置いたときは、その管理人を含む。）の氏名、本籍、住所  
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の職・氏名）
- エ 従事者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所、氏名
- オ 従事者数
- カ 営業形態

注 次の場合は変更届ではなく、事前に届出が必要です。

- (1) 譲渡・相続・合併・分割のいずれにも該当せず、営業者が代わる場合
- (2) 施設の移転や改築によりクリーニング所としての同一性を失う場合

- ① 洗濯物の処理をすることを業とするもの
- ② 指定洗濯物を取り扱うことを業とするもの
- ③ 洗濯物の受取及び引渡のみをすることを業とするもの
- ④ 洗濯物の貸与及び回収を業とするもの

- (2) 営業を廃止したとき
- (3) 譲渡、相続、合併、分割のいずれかにより、クリーニング所営業者の地位を承継したとき
- (4) クリーニング所検査確認証の再交付を受けたいとき